

北陸新幹線の雪を溶かす設備を設置する工事（融雪工事）の発注について、受注者側の業者（八社）とその担当者が談合によつて受注予定者を決めていたとして、独占禁止法で禁止されている不当な取引制限に違反した罪で起訴され、発注者側の鉄道・運輸機構の職員二人が、その受注予定者に予定価格に近い金額を漏らしたとして、入札談合等防止法違反の罪で起訴されたという。

受注者側による談合は、独占禁止法の不当な取引制限として禁止されているだけでなく、刑法でもその制定時から談合罪として処罰の対象とされていたものであるが、正式名称を「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」という入札談合等防止法は、平成一四年に制定されたものである。この法律は、発注者である官公庁と特定の業者との癒着が疑われる事態が目に見え、専ら発注者側による不正・不公正な行為を排除することを目的として（それ故に「官製談合防止法」とも称されることになる）、議員立法されたものであるが、その八条には「職員が、その所属する

国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。」と定められている。

新・弁護士月記 ㊦



官製談合

橋本 勇

入札談合等防止法が本来のターゲットとしているのは、官公庁がその職員の再就職先を確保するためのために、特定の業者者に便宜を図るようなことを規制することだと思われるが、今回のケースは若干事情が異なるよう

だ。来春に開業を予定している北陸新幹線の工事は急ピッチで進められているが、近年、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化の影響などから、資材費と労務費が急激に高騰し、建設経費は平成二三年秋から毎年一〇%程度増加しており、国が発注する工事の入札不調率は、平成二三年度の六・五%から二五年度上半期には一六・二%になっていると

いう。このような中で、通常の手続きで入札を行った場合には、落札者がでないのではないのか、工事が開業に間に合わないことになるのではないかという担当者の心配とあせりが、業者による談合に乗る形での予定価格に関する情報の漏洩につながったもののように思う。そうだとすると、特定の業者の便宜（利益）を図るといっても、全ての入札価格が予定価格を上回るといふ事態にならないように、表現を変えれば、少なくとも当該業者には予定価格を下回る価格で入札をしてもらうために、予定価格に関する情報を提供したもののように思われる。

本件でも予定価格に対する落札金額の割合（落札率）が高いことが問題となっているようだが、落札率を問題にするのは、予定価格が適正であることが大前提のはずだ。予定価格と落札金額が一致している事例も見受けられ、このような時には情報の漏洩が疑われても仕方がないこともあるが、落札率が高いことだけをもって大騒ぎするのはいかがであるかと思う。ところで、今回のケースでは、「違約金は請求するが契約は取り消さない」という。「一將功成りて万骨枯る。」担当者が一切の責任をかぶつて、北陸新幹線は予定の時期に開業されることになるのだろうか。

（弁護士）